

安芸市子ども・若者計画（こども計画）策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

安芸市子ども・若者計画（こども計画）策定業務

(2) 業務の目的

本業務は、国のこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）及び、高知県が策定する「高知県こども計画」を勘案し、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に定められた市町村こども計画を策定することを目的とする。

本市においては新たに、令和8年度に「子ども・若者計画」策定のための若者世代へのニーズ調査を実施し、令和9年度に子ども・若者計画の部分を追加立案、現行の第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）の中間年の令和9年度に、令和10年度から令和11年度までを1期とした、市が取り組むべき課題やこども施策の方向性等を定める「安芸市こども計画」への移行、策定を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

子ども・若者計画（こども計画）計画の作成

※詳細は安芸市子ども・若者計画（こども計画）策定業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日（金）まで

2 見積限度額

8,704千円（消費税額及び地方消費税額を含む）※R8年度4,004千円、R9年度4,700千円2か年

※上記金額は予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 審査委員会の設置

別添に定める「安芸市子ども・若者計画（こども計画）策定業務プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置する。

4 実施形式

公募型

5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を決定する。

選定後は、候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進

む。交渉が調わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなる。

6 参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。
- (2) 参加申し込み時点で四国内に本社、支社のいずれかを有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、本社の属する都道府県税（事業税及び都道府県税）および市町村税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に保健福祉分野に関連する計画策定業務を請け負った実績があること。
- (9) 本業務では、計画策定に係る施策展開をふまえた実効性の高い計画策定を行うことを想定しており、専門的な知見を持った受託者による支援のもと、業務を遂行することを前提としている。よって、本業務を担当する従事者として、こども施策全般について提言できる高い専門性を持つ者を1名以上配置すること。

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年6月2日（火） |
| (2) 参加申込書受付期間 | 令和8年6月2日（火）から
令和8年6月16日（火）17時まで |
| (3) 質疑受付期間 | 令和8年6月2日（火）から
令和8年6月11日（木）17時まで |
| (4) 質疑回答期日 | 令和8年6月15日（月）17時まで |
| (5) 参加資格結果通知 | 令和8年6月18日（木） |
| (6) 企画提案書提出締切 | 令和8年7月3日（金）17時まで |
| (7) 審査委員会（プレゼンテーション） | 令和8年7月8日（水）（予定） |
| (8) 審査結果通知 | 令和8年7月15日（水）（予定） |
| (9) 契約締結 | 令和8年7月中旬～下旬（予定） |

8 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙1）に関係書類を添えて申し込むこと。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

- (2) 提出期限 令和8年6月16日(火) 17時まで
- (3) 提出先 〒784-8501 安芸市土居82番地1 安芸市福祉事務所こども家庭センター
- (4) 提出書類 ア 参加申込書(別紙1)
イ 保健福祉分野に関連する計画策定業務の履行実績(別紙2)
ウ 直近年度の国税(法人税及び消費税)、本社の属する都道府県税(事業税及び都道府県税)および市町村税の滞納がないことを証明する書類
- (5) 資格要件の確認は、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類で行う。資格要件の確認結果は、令和8年6月18日(木)までにメールまたは書面にて通知する。

9 質疑と回答

- (1) 提出方法：質問書(別紙3)を持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで提出すること。(ただし、FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。TEL:0887-35-2920)
- (2) 提出期限：令和8年6月11日(木) 17時まで
- (3) 提出先 : 〒784-8501 安芸市土居82番地1 安芸市福祉事務所こども家庭センター
E-mail:kodomo@city.aki.lg.jp
FAX:0887-35-1028
- (4) 回答方法：令和8年6月15日(月) 17時までに、適宜、市ホームページに掲載する。

10 企画提案書の作成方法

別途定める「安芸市子ども・若者計画(こども計画)策定業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

11 審査方法

別途定める「安芸市子ども・若者計画(こども計画)策定業務プロポーザル審査要領」のとおり。

12 審査結果の通知と公表

審査結果は、令和8年7月15日(水)までに、全ての参加者に通知するとともに、市ホームページにて公表する。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、提出した者の承諾なしにこのプロポーザル審査以外には使用しない。
- (3) 提出された企画提案書は、安芸市情報公開条例(平成11年条例第2号)に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第7条第1項第3号の規定により非公開となるので、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を情報公開を希望しない届出書(別紙4)により事前に提出しておくこと。

公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断する。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書を安芸市が受理した後は、追加及び修正はできない。
- (3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退願（別紙5）を提出すること。
- (4) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- (5) 次の事項に該当した場合、参加者は失格とする。
 - ①提出書類に不備もしくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合。
 - ③安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。
- (6) 企画提案書の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が受託者から了承を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

15 問合せ先

〒784-8501 安芸市土居 82 番地 1 安芸市福祉事務所こども家庭センター（担当：中山・田村）
電話番号：0887-35-2920 FAX：0887-35-1028 E-mail：kodomo@city.aki.lg.jp